

卸売市場法第13条第5項第5号の表に掲げる遵守事項以外の遵守事項を定めた理由

項 目	佐世保市地方卸売市場業務条例	佐世保市地方卸売市場業務条例施行規則	理 由																				
開場の期日	<p>(開場の期日)</p> <p>第4条 市場は、次の各号に掲げる日（以下「休日」という。）を除き、毎日開場するものとする。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日</p> <p>(3) 8月15日及び12月30日から翌年1月4日までの日（前2号に掲げる休日を除く。）</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日を開場しないことができる。</p>	<p>(臨時の休業又は営業)</p> <p>第4条 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者が条例第4条第1項に規定する休日以外の日に臨時に休業し、又は開場しない日に営業しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。</p>	<p>安定的な生鮮食料品等の流通を確保するため。</p>																				
開場の時間等	<p>(開場の時間)</p> <p>第5条 市場の開場の時間は、市場ごとに、次に掲げるとおりとする。</p> <p>青果市場及び花き市場 午前5時から午後4時まで</p> <p>水産市場 午前3時30分から午後3時まで</p> <p>食肉市場 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、開場時間を臨時に変更することができる。</p> <p>3 市場における卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、第1項の開場の時間の範囲内で規則で定める。</p>	<p>(販売開始時刻及び販売終了時刻)</p> <p>第5条 条例第5条第3項に規定する規則で定める卸売業者の販売及びせり開始時刻並びに販売及びせり終了時刻は、次のとおりとする。ただし、卸売業者からの届出により、これを変更することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1418 886 2279 1138"> <thead> <tr> <th>市場</th> <th>販売開始時刻</th> <th>せり開始時刻</th> <th>販売及びせり終了時刻</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青果市場</td> <td>午前6時</td> <td>午前6時30分</td> <td>午後4時</td> </tr> <tr> <td>水産市場</td> <td>午前4時</td> <td>午前4時30分</td> <td>午後3時</td> </tr> <tr> <td>食肉市場</td> <td>午後1時</td> <td>午後1時</td> <td>午後5時</td> </tr> <tr> <td>花き市場</td> <td>午前6時30分</td> <td>午前7時</td> <td>午後4時</td> </tr> </tbody> </table>	市場	販売開始時刻	せり開始時刻	販売及びせり終了時刻	青果市場	午前6時	午前6時30分	午後4時	水産市場	午前4時	午前4時30分	午後3時	食肉市場	午後1時	午後1時	午後5時	花き市場	午前6時30分	午前7時	午後4時	<p>安定的な生鮮食料品等の流通を確保するため。</p>
市場	販売開始時刻	せり開始時刻	販売及びせり終了時刻																				
青果市場	午前6時	午前6時30分	午後4時																				
水産市場	午前4時	午前4時30分	午後3時																				
食肉市場	午後1時	午後1時	午後5時																				
花き市場	午前6時30分	午前7時	午後4時																				
卸売業務の承認	<p>(卸売業務の承認)</p> <p>第6条の2 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 商号</p> <p>(3) 法人である場合にあっては資本金又は出資の額及び役員の名</p> <p>(4) 承認を受けて卸売の業務を行おうとする市場</p> <p>(5) 業務開始の予定日</p> <p>(6) 従業員の数</p> <p>3 市長は、前項の規定により承認の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、第1項の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 破産者で復権を得ない者であるとき。</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 卸売の業務の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して3</p>	<p>(卸売業務の承認申請)</p> <p>第5条の2 条例第6条の2の規定による申請は、様式33によるものとする。</p> <p>2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 申請者が個人である場合</p> <p>イ 申請者（申請者に法定代理人があるときはその者及びその法定代理人）の戸籍抄本及び履歴書</p> <p>ロ 誓約書（様式2）</p> <p>ハ 申請者の最近2年間の所得額、不動産等の資力を証する書類</p> <p>ニ 当該事業年度及びその翌年度の業務計画書及び資金計画書</p> <p>ホ 住民票の写し</p> <p>ヘ 市町村長の発行する身分証明書</p> <p>ト 資産調書</p> <p>チ 市町村税について滞納がないことを証する書面</p> <p>リ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(2) 申請者が法人である場合</p> <p>イ 定款</p> <p>ロ 法人登記簿の謄本</p> <p>ハ 役員の名簿及び履歴書</p>	<p>市場取引の秩序を維持するため。</p>																				

項 目	佐世保市地方卸売市場業務条例	佐世保市地方卸売市場業務条例施行規則	理 由
	<p>年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(5) 法人である場合は、代表権を有する役員のうち第1号から第3号までのいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>(6) 次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。）が佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。</p> <p>ロ 暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(7) その承認をすることによって卸売業者の数が前条第1項に規定する市場ごとに定める数を超えることとなるとき。</p>	<p>ニ 株主、出資者若しくは組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面（農業協同組合連合会、農業協同組合及び水産業協同組合を除く。）</p> <p>ホ 誓約書（様式2）</p> <p>へ 最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書</p> <p>ト 当該事業年度及びその翌年度の業務計画書及び資金計画書</p> <p>チ 登記事項証明書</p> <p>リ 市町村税について滞納がないことを証する書面</p> <p>ヌ 代表権を有する役員の市町村長の発行する身分証明書</p> <p>ル その他市長が必要と認める書類</p>	
せり人の届出	<p>（せり人の資格等）</p> <p>第12条 卸売業者が市場において行う卸売のせり人は、せりを行うために必要な経験及び能力を有することその他規則で定める資格を有する者でなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の資格を有する者をせり人としたとき又は解任したときは、速やかにそのせり人の氏名その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>3 せり人は、誠実、公正かつ迅速にその業務を処理しなければならない。</p>	<p>（せり人の資格及び届出）</p> <p>第8条の3 条例第12条第1項の規則で定める資格は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 破産者で復権を得ない者でないこと。</p> <p>(2) 禁固以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者でないこと。</p> <p>(3) 当該市場の仲卸業者、売買参加者又は買受人の役員若しくは使用人でないこと。</p> <p>2 条例第12条第2項の規則で定める事項は、せり人の生年月日及び卸売業務に従事した経験年数とし、せり人の届出は、せり人の届出書（様式39）によるものとする。</p>	せり売の業務を適正かつ円滑に行うため。
仲卸業務の承認	<p>（仲卸業務の承認）</p> <p>第14条 仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認は、前条第1項の市場ごとに行う。</p>	<p>（仲卸業務の承認申請書）</p>	市場取引の秩序を維持するため。

項 目	佐世保市地方卸売市場業務条例	佐世保市地方卸売市場業務条例施行規則	理 由
	<p>3 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 商号</p> <p>(3) 法人である場合にあつては資本金又は出資の額及び役員の名</p> <p>(4) 承認を受けて仲卸しの業務を行おうとする市場</p> <p>4 市長は、前項の規定により承認の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 破産者で復権を得ない者であるとき。</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 仲卸しの業務の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(5) 当該市場の卸売業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。</p> <p>(6) 法人である場合は、代表権を有する役員のうち第1号から第3号まで及び前号のいずれかに該当する者がいるとき。</p> <p>(7) 次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等が暴力団員であると認められるとき。</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>(8) その承認をすることによって仲卸業者の数が前条第1項の市場ごとに定める数の最高限度を超えることとなるとき。</p>	<p>第9条 条例第14条第3項の規定による仲卸業務の承認申請書は、様式1によるものとする。</p> <p>2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 申請者が個人である場合</p> <p>イ 誓約書(様式2)</p> <p>ロ 履歴書</p> <p>ハ 住民票の写し</p> <p>ニ 市町村長の発行する身分証明書</p> <p>ホ 資産調書</p> <p>ヘ 市町村税について滞納がないことを証する書面</p> <p>ト その他市長が必要と認める書類</p> <p>(2) 申請者が法人である場合</p> <p>イ 誓約書(様式2)</p> <p>ロ 定款又は規約</p> <p>ハ 登記事項証明書</p> <p>ニ 貸借対照表、損益計算書及び財産目録</p> <p>ホ 市町村税について滞納がないことを証する書面</p> <p>ヘ 代表権を有する役員の前号ロ及びニに掲げる書類</p> <p>ト その他市長が必要と認める書類</p> <p>(仲卸業務の承認書)</p> <p>第10条 市長は、仲卸業務の承認をする場合は、番号を決定し、承認書(様式3)を交付するものとする。</p> <p>2 仲卸業者は、同一市場の2以上の仲卸業者になることはできない。</p>	
仲卸業者の事業報告書	(事業報告書の提出) 第23条 仲卸業者は、次の各号に掲げる区分に従い、規則で定めるところ	(事業報告書) 第15条 条例第23条に規定する事業報告書の内容は、次のとおりとする。	仲卸業者の財務の状況等を把握するため。

項 目	佐世保市地方卸売市場業務条例	佐世保市地方卸売市場業務条例施行規則	理 由
	<p>ろにより、当該各号に掲げる日現在において作成した事業報告書をその日から起算して90日を経過する日までに、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法人である仲卸業者にあつては毎事業年度の末日 (2) 個人である仲卸業者にあつては毎年3月31日</p>	<p>(1) 貸借対照表 (2) 財産目録 (3) 損益計算書 (4) 剰余金処分又は欠損金処理計算書 (5) その他必要な事項</p>	
<p>売買参加者又は買受人の承認</p>	<p>(売買参加者又は買受人の承認)</p> <p>第24条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認は、市場ごとに行う。</p> <p>3 第1項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称及び住所 (2) 商号 (3) 法人である場合にあつては資本金又は出資の額及び役員の名 (4) 承認を受けて卸売業者から卸売を受けようとする市場</p> <p>4 市長は、前項の規定により承認の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1項の承認をするものとする。</p> <p>(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。 (2) 卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。 (3) 当該申請に係る市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。 (4) 第26条又は第65条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。 (5) 申請者が第14条第4項第7号イからホまでのいずれかに該当するとき。</p>	<p>(売買参加者又は買受人の承認申請書)</p> <p>第16条 条例第24条第3項に規定する承認申請書は、様式8によるものとする。</p> <p>2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 申請者が個人である場合 イ 誓約書(様式2) ロ 履歴書 ハ 住民票の写し ニ 市町村長の発行する身分証明書 ホ 資産調書 ヘ 市町村税について滞納がないことを証する書面 ト その他市長が必要と認める書類</p> <p>(2) 申請者が法人である場合 イ 誓約書(様式2) ロ 定款又は規約 ハ 登記事項証明書 ニ 貸借対照表、損益計算書及び財産目録 ホ 市町村税について滞納がないことを証する書面 ヘ その他市長が必要と認める書類</p> <p>(売買参加者又は買受人の承認書)</p> <p>第17条 条例第24条第4項により申請を承認する場合は、番号を決定し、承認書(様式9)を交付するものとする。</p> <p>2 売買参加者又は買受人は、同一市場の2以上の売買参加者又は買受人になることはできない。</p>	<p>せり売、入札による卸売について、一定のノウハウ等を有する者により円滑に行うため。</p>
<p>場立ち人の届出</p>		<p>(場立ち人)</p> <p>第19条 仲卸業者、売買参加者又は買受人は、その家族若しくは使用人等で卸売業者が行う売買に参加させる者(以下「場立ち人」という。)が必要となるときは、あらかじめ市長に届け出るものとする。</p> <p>2 場立ち人は、その業務に専念するもので、その数は、必要とする最小の数とし、通常、卸売に参加しない者であつてはならない。</p> <p>3 第1項による届出は、様式11によるものとする。</p> <p>4 届け出た場立ち人が行う市場内での行為は、届出者の行なつた行為とみなす。</p>	<p>円滑な取引を行う必要があるため。</p>

項 目	佐世保市地方卸売市場業務条例	佐世保市地方卸売市場業務条例施行規則	理 由
		<p>5 届出をした仲卸業者、売買参加者又は買受人が承認を取り消されたとき又は廃業したときは、場立ち人としての資格は消滅するものとする。</p> <p>6 仲卸業者、売買参加者又は買受人は、場立ち人として必要としなくなったときは、すみやかに、様式11により、辞退する旨を市長に届け出なければならない。</p>	
買出人の届出		<p>(買出人)</p> <p>第20条 条例第27条第1項及び第43条第2項に規定する買出人とは、次の各号に掲げる者であつて条例第14条第4項第7号に該当しない者をいう。</p> <p>(1) 市場の仲卸業者から生鮮食料品等を買受けて、市場外で販売する小売業者又は加工業者</p> <p>(2) 市場の仲卸業者が販売する通常の取引単位で買受ける大口需要者</p> <p>2 買出人として入場を行おうとする者は、様式12により、誓約書(様式2)を添付して市長に届け出るものとする。</p> <p>3 市長は、届出書を受領したときは、番号を決定し、買出人届出受理書(様式13)を交付する。</p> <p>4 買出人として届出を行った者が、市場での業務を辞退する時は、様式12により、市長に届け出るものとする。</p> <p>5 買出人は、せり売り時間帯においては、卸売場のその区域には立ち入りはできないものとする。</p>	市場取引の秩序を維持するため。
関連事業者の許可	<p>(関連事業者の設置)</p> <p>第27条 市長は、市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者、買受人、買出人その他市場の利用者に便益を提供するため必要があると認めるときは、市場内の店舗その他の施設において業務(以下「関連事業」という。)を営むことを許可することができる。</p> <p>2 前項の許可を受けて市場内において関連事業を営業しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 商号</p> <p>(3) 法人である場合にあつては資本金又は出資の額及び役員の氏名</p> <p>(4) 許可を受けて営業しようとする市場</p> <p>(5) 許可を受けて営もうとする営業の種類及び内容 (許可の基準)</p> <p>第28条 市長は、前条第2項に規定する許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。</p> <p>(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(3) 次条又は第65条第4項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。</p> <p>(4) 業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。</p>	<p>(関連事業の種類)</p> <p>第21条 条例第27条第1項に規定する関連事業は、次の各号に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 市場機能の充実を図る事業 加工食品取扱業、買荷保管業、運送業、通運業、容器販売回収業、関連商品販売業及び精算事務代行業</p> <p>(2) 市場利用者に便益を提供する事業 飲食店業、理髪業その他市場利用者に便益を提供する業務 (関連事業の許可申請書)</p> <p>第22条 条例第27条第2項に規定する関連事業の許可申請書は、様式14によるものとする。</p> <p>2 前項の許可申請書には、第9条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(関連事業の許可書)</p> <p>第23条 市長は、関連事業者の許可をする場合は、許可書(様式15)を交付するものとする。</p>	市場機能の充実を図り、市場の利用者に便益を提供するため市場内の店舗に関連事業者を設置するもの。

項 目	佐世保市地方卸売市場業務条例	佐世保市地方卸売市場業務条例施行規則	理 由
	(5) 申請者が第14条第4項第7号イからホまでのいずれかに該当するとき。		
<p>売買取引及び決済の方法</p>	<p>(売買取引の原則) 第33条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。</p> <p>(売買取引の方法) 第34条 卸売業者の売買取引は、規則で定める方法により行うものとする。</p>	<p>(受領物品の即日販売) 第26条 卸売業者は、販売終了時刻までに受領した物品については、特別の理由があるものを除いて、その日に販売しなければならない。</p> <p>(売買取引の方法) 第27条 条例第34条の規定で定める方法は、せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいい、以下「相対取引」という。）とする。 2 売買取引の方法は、現品又は見本をもってしなければならない。ただし、現品又は見本に代わる合理的な方法であって、市長が認めたときは、この限りでない。 3 売買取引は、仲卸業者、売買参加者又は買受人に、その物品の下見をさせた後でなければ開始することができない。 4 売買取引の単位は、重量による。ただし、これと異なる取引慣習があるときは、この限りでない。 5 せり売り又は入札の場合の物品の上場順位は、原則としてその到着の順とし、同一品種に属する委託品と買付品とが同時に到着した場合は、委託品を先に上場しなければならない。 6 売買取引の呼値は、金額で呼称又は表示しなければならない。 7 卸売業者は、販売方法の設定又は変更しようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。</p> <p>(規格の格付) 第28条 牛、豚枝肉の取引については、市長が指定する格付機関（以下本条において「指定機関」という。）の定める牛、豚枝肉規格格付規程に規定された方法により指定機関が行なった規格の格付を受けたものでなければならない。</p> <p>(指値その他の条件の明示) 第29条 指値のある委託物品には、適当な標識をつけるか又は販売の際にその旨を呼びあげなければならない。 2 前項の標識をつけず、又は呼びあげなかつた場合には、卸売業者は、指値をもって仲卸業者及び売買参加者又は買受人に対抗することができない。</p> <p>(せり売の方法) 第30条 せり売りは、その販売物品について、品種、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を呼びあげた後に開始しなければならない。 2 買受申込方法は、せり板（小黒板）、発声又はせり機械による表示のいずれかとする。 3 せり落しは、せり人が最高申込価格を3回呼びあげたときこれを決定し、その申込者をせり落し人とする。ただし、呼びあげ回数は、時宜に</p>	<p>物品の取引を円滑に行うための規定</p>

項 目	佐世保市地方卸売市場業務条例	佐世保市地方卸売市場業務条例施行規則	理 由
		<p>よりこれを減ずることができる。</p> <p>4 最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽せんその他適当な方法によって、せり落し人を決定しなければならない。</p> <p>5 せり人は、せり落し人が決定したときは、ただちに決定価格及びせり落し人の登録番号、氏名、商号又は屋号などと呼びあげなければならない。</p> <p>(入札の方法)</p> <p>第31条 入札は、品種、産地、出荷者、荷印、等級及び数量を掲示し、又は呼びあげた後、入札人に対し、一定の入札書に、氏名、入札金額その他所要事項を記載させて行なわなければならない。</p> <p>2 前項の入札における開札は、入札終了後ただちに行なわなければならない。</p> <p>3 入札の場合の落札人は、最高価格申込者とし、入札の最高価格及び最高価格申込者の決定については、前条第3項から第5項の規定を準用する。この場合において第3項から第5項中「せり落し」とあるのは、「落札」と読み替えるものとする。</p> <p>(異議の申立て)</p> <p>第32条 仲卸業者、売買参加者又は買受人は、せり落し又は落札の決定について異議があるときは、ただちに指定管理者にその旨を申し立てることができる。</p> <p>2 前項の規定により、異議の申立てがあつた場合には、指定管理者は、正当な理由がある場合に限り、せり直し又は再入札を命ずることができる。</p>	
代金の支払い	<p>(取引参加者の決済の方法)</p> <p>第34条の2 出荷者と卸売業者、卸売業者と仲卸業者、売買参加者又は買受人及び仲卸業者と買出人の決済の支払期日及び支払方法については、規則で定める。</p>	<p>(仕切り及び送金)</p> <p>第32条の2 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対して、その卸売をした日の翌日までに、売買仕切書及び次項第4号に規定する差引仕切金額(以下「売買仕切金」という。)を送付しなければならない。ただし、委託者との特約がある場合には、この限りでない。</p> <p>2 卸売業者は、前項の売買仕切書には、次の各号に掲げる事項を正確に記載しなければならない。なお、当該委託者の責めに帰すべき理由により第41条第1項ただし書の規定による卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る事項も同様とする。</p> <p>(1) 当該卸売をした物品の品目、等級、単価(せり売、入札又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。)、数量</p> <p>(2) 単価と数量の積の合計額及び当該合計額の消費税額等</p> <p>(3) 控除すべき次条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額(消費税額等を含む。)</p> <p>(4) 第2号に規定する合計額から第3号に規定する額を控除した金額</p> <p>3 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、当該特約の内容等を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかななければならない。当該書面の内容を変更した場合も同様とする。</p> <p>(買受代金の即時支払義務)</p>	適正な市場取引を確保するため。

項 目	佐世保市地方卸売市場業務条例	佐世保市地方卸売市場業務条例施行規則	理 由
		<p>第32条の3 仲卸業者、売買参加者又は買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に買い受けた物品の代金（買い受けた額に消費税額等を加えた金額をいう。）を支払わなければならない。ただし、卸売業者があらかじめ仲卸業者、売買参加者又は買受人と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに支払うものとする。</p> <p>2 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金をできるだけ早期に支払うよう努めなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、第1項の規定により支払猶予の特約を結んだときは、当該特約の内容等を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しておかななければならない。当該書面の内容を変更した場合も同様とする。</p>	
受託拒否の禁止	<p>（差別的取扱いの禁止等）</p> <p>第35条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者、仲卸業者、売買参加者又は買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。</p> <p>2 卸売業者は、その承認に係る取扱品目に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その品質等に問題があることその他の正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。</p>	<p>（受託拒否の禁止）</p> <p>第32条の5 卸売業者は、市場における卸売のための販売の申し込みがあった場合は、卸売市場法施行規則（農林省令第52号。以下「法施行規則」という。）第6条に規定する正当な理由がなければその引取りを拒んではならない。</p>	出荷者保護の観点から受託拒否の禁止を規定するもの。
受託物品の検収	<p>（販売前における受託物品の検収）</p> <p>第40条 卸売業者は、受託物品の受領に当たっては検収を確実にを行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に附記しなければならない。ただし、受託物品の受領に委託者又はその代理人が立会ってその了承を得られたときは、この限りでない。</p> <p>2 卸売業者は、受託物品の異状については、前項ただし書に規定する場合を除き、指定管理者の指定する検査員の確認を受けることができる。</p>	<p>（受託物品の確認）</p> <p>第35条 条例第40条第2項の規定による確認は、確認を願い出た者が立会いのうえ、容器の完否、荷造りの状態、個数、内容、重量、鮮度、品質、品種、等級等について行う。</p> <p>2 前項の規定による確認の依頼書は、様式22によるものとする。</p>	円滑な市場取引を行うため。
卸売物品の明示及び引取り	<p>（卸売をした物品の相手方の明示及び引取り）</p> <p>第41条 卸売業者は、荷渡票を発行するなど、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者、売買参加者又は買受人が明らかになるよう措置しなければならない。</p> <p>2 仲卸業者、売買参加者又は買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、仲卸業者、売買参加者又は買受人が引取りを怠ったと認められるときは、当該仲卸業者、売買参加者又は買受人の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。</p> <p>4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、そ</p>		卸売をした物品の迅速な分荷を図るため。

項 目	佐世保市地方卸売市場業務条例	佐世保市地方卸売市場業務条例施行規則	理 由
	<p>の卸売価格（せり売、入札又は相対取引に係る価格に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額（以下「消費税額等」という。）を加えた価格をいう。以下同じ。）が前項の仲卸業者、売買参加者又は買受人に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該仲卸業者、売買参加者又は買受人に請求することができる。</p>		
仲卸業者の市場外買付販売の届出		<p>（仲卸業者の市場外買付販売の届出書） 第37条 市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売した仲卸業者は、毎月当該販売に係る品目の販売数量等を翌月10日までに市長に届出なければならない。 2 前項に規定する届出書は、仲卸業者の市場外買付販売届出書（様式23）によるものとする。</p>	公正な取引及び決済を確保し、市場の秩序を維持するため。
売買取引の制限	<p>（売買取引の制限） 第43条 せり売又は入札の方法による卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。 （1） 談合その他不正な行為があると認めるとき。 （2） 不当な値段を生じたとき、又は生ずるおそれがあると認めるとき。 2 卸売業者、仲卸業者、売買参加者、買受人又は買出人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、売買を差し止めることができる。 （1） 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき。 （2） 買受代金の支払を怠ったとき。</p>		適正な品質管理を確保するため、
有害物品の売買禁止	<p>（衛生上有害な物品の売買禁止等） 第44条 指定管理者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されないよう努めるものとする。 2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。 3 指定管理者は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。</p>	<p>（衛生上有害な物品の届出） 第38条 卸売業者は、条例第44条第1項に規定する衛生上有害な物品が搬入された場合は、すみやかに市長に届け出なければならない。</p>	市場における適正な品質管理を確保するため。
売買取引の結果等の報告など	<p>（卸売予定数量等の報告及び公表） 第45条 卸売業者は、毎開場日、規則で定める主要な品目について、販売開始時刻までに、品目ごとの卸売予定数量及び主要な産地を市長に報告するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。</p>	<p>（卸売予定数量等の報告及び公表） 第39条 条例第45条第1項の報告は、別表第2に掲げる主要な品目について行うものとする。ただし、季節により需要が一般的でない品目は、報告しないことができる。</p>	取引状況把握のため。

項 目	佐世保市地方卸売市場業務条例	佐世保市地方卸売市場業務条例施行規則	理 由
	<p>2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次の各号に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格を市長に報告するとともに、速やかにインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>(1) せり又は入札の方法により当日卸売をした物品</p> <p>(2) 相対取引により当日卸売をした物品</p>	<p>2 条例第45条第2項の報告は、様式24によるものとする。</p> <p>3 卸売業者は、毎月10日までに、前月中に卸売をした物品の数量及び卸売金額（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額（以下「消費税額等」という。）を加えた金額をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。</p> <p>4 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあつてはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（法第13条第5項第5号表四の項の規定による条件並びに法施行規則第20条第4号及び第6号の規定による事項を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p>	
委託手数料の率		<p>(委託手数料の率)</p> <p>第40条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から收受する委託手数料（卸売金額に料率を乗じて得た額とする。）の率を定めるときは、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。当該委託手数料の率を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>2 前項の規定により届け出ようとする卸売業者は、委託手数料率（変更）届出書（様式25）に次の各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。</p> <p>(1) 直近3年の貸借対照表</p> <p>(2) 直近3年の損益計算書</p> <p>(3) その他市長が必要と認める書類</p> <p>3 市長は、前項の届出内容について卸売業者、仲卸業者その他市場関係者等から意見を求めることができる。</p>	適正な市場取引を確保するため。
卸売代金の変更禁止		<p>(卸売代金の変更)</p> <p>第41条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、この限りではない。</p> <p>(1) 市場取引において、予見又は予測し得なかつたかくれた「きず」や「傷み」が著しいもの</p> <p>(2) 販売前に呼びあげ若しくは表示された数量、品質などで、その内容が著しく相違しているもの又は見本と内容が著しく相違しているもの</p> <p>(3) 出荷者の故意若しくは過失により、粗悪品を混入したもの又は撰別が不十分と認められるもの</p> <p>2 前項の場合において、卸売業者は様式22によって指定管理者の指定する検査員の確認を受けることができる。</p>	適正な市場取引を確保するため。
奨励金の交付	<p>(出荷奨励金の交付)</p> <p>第49条 卸売業者は、当該市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対し出荷奨励金を交付したときは、次の各号に掲げる事項を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 報告者の名称</p> <p>(2) 出荷奨励金を交付した出荷者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 出荷奨励の対象とした物品の品目</p>		出荷促進・買受代金の期限内の完納を図るため。

項 目	佐世保市地方卸売市場業務条例	佐世保市地方卸売市場業務条例施行規則	理 由
	<p>(4) 出荷奨励金の対象とした期間 (5) 出荷奨励金の交付金額 (6) 出荷奨励金の交付の基準 (7) 出荷奨励金を交付した理由</p> <p>2 卸売業者は、前項の出荷奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるときは、これを行ってはならない。</p> <p>(完納奨励金の交付)</p> <p>第52条 卸売業者は、販売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者、売買参加者又は買受人に対し完納奨励金を交付したときは、次の各号に掲げる事項を市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 報告者の名称 (2) 完納奨励金を交付した当該仲卸業者、売買参加者又は買受人の氏名又は名称及び住所 (3) 完納奨励金の対象とした期間 (4) 完納奨励金の交付金額 (5) 完納奨励金の交付の基準 (6) 完納奨励金を交付した理由</p> <p>2 卸売業者は、前項の完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるときは、これを行ってはならない。</p>		
<p>物品の品質管理</p>	<p>(物品の品質管理の方法)</p> <p>第53条 市長は、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次の各号に掲げる事項を規則で定めなければならない。</p> <p>(1) 施設の取扱品目 (2) 施設の設定温度と温度管理に関する事項 (3) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項 (4) その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項</p> <p>2 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、前項の規則で定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。</p>	<p>(物品の品質管理の方法)</p> <p>第42条 条例第53条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 卸売業者は、次に掲げる事項を遵守し品質管理の徹底に努めなければならない。</p> <p>イ 卸売業者は、取扱品目、施設の設定温度（温度管理機能を有する卸売場に限る。）及び品質管理の責任者を定め、卸売場の見やすい場所に掲示しなければならない。</p> <p>ロ 卸売業者は、品質管理の責任者の責務に係る次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(i) トラックからの荷下ろし時の品質管理に関すること。 (ii) 物品の鮮度や外観、容器の破損や衛生状態等の確認に関すること。 (iii) 搬入物品が結露しない輸送温度の周知徹底に関すること。 (iv) 必要に応じた輸送業者に対する輸送条件等の記録の提示に関すること。 (v) 施設の温度管理に関すること（温度管理機能を有する卸売場に限る。）。 (vi) 施設の温度の確認に関すること（温度管理機能を有する卸売場に限る。） (vii) 温度管理機能を有しない卸売場における高温時の品質管理に関すること。 (viii) 物品の滞留時間の管理に関すること。</p>	<p>市場における適正な品質管理を確保するため。</p>

項 目	佐世保市地方卸売市場業務条例	佐世保市地方卸売市場業務条例施行規則	理 由
		<p>(ix) 卸売場内での物品の取扱いに関する事。</p> <p>(x) 卸売場内の衛生的な利用に関する事。</p> <p>(x i) 取引後の速やかな物品の搬出に関する事。</p> <p>(x ii) 条例第40条に規定する検収に関する事。</p> <p>(x iii) 市場施設等の清潔・衛生の保持に関する事。</p> <p>(x iv) その他品質管理の徹底に関する事。</p> <p>(2) 仲卸業者は、次に掲げる事項を遵守し品質管理の徹底に努めなければならない。</p> <p>イ 店舗等使用施設ごとに品質管理の責任者を定め、仲卸売場店舗の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>ロ 腐敗に結びつく部位や物品、混入異物の除去により物品の品質保持を図ること。</p> <p>ハ 物品の適正な温度管理を行うとともに、定温倉庫や冷蔵庫での先入れ先出しに留意し、保管期間の短縮を図ること。</p> <p>ニ 仲卸売場施設及び機械器具類等の清潔・衛生の保持を図ること。</p> <p>(3) 売買参加者、買受人及び買出人は、次に掲げる事項を遵守し品質管理の徹底に努めるものとする。</p> <p>イ 物品の品質保持のため買荷の売場施設における滞留時間の短縮を図ること。</p> <p>ロ 物品の温度管理が連続的に確保されるよう保冷・冷凍車両の利用を図ること。</p> <p>ハ 物品ごとの望ましい輸送温度に配慮した荷積みを行うこと。</p> <p>(4) 市場内で搬送車両を所有する者は、電気を動力とする搬送車両等の利用に努めること。</p> <p>(5) 食肉市場のと畜業者は、必要に応じた獣畜の飼育履歴等の確認、食道や直腸の結紮(さつ)やナイフの消毒等H A C C P (危害分析重要管理点) の考え方を取り入れた衛生管理の導入に努めるものとする。</p>	